

平成 29 年度 神戸市地域防災計画（案） 新旧対照表（主な改定内容）

冊子	項目	章	頁	H28 記載内容	H29 改定案	改定理由
神戸市地域防災計画	共通編	第7章 救援・救護に関する整備 7-1 災害時要援護者の支援に向けた平常時から の取組み	154	<p>2. 要援護者支援団体への情報提供</p> <p>(1) 災害時要援護者リストの整備 (略) 災害時要援護者リストは平常時には行政内部で共有し、神戸市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行う。</p>	<p>2. 要援護者支援団体への情報提供</p> <p>(1) 災害時要援護者リストの整備 (略) 災害時要援護者リストは平常時には行政内部で共有し、神戸市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行うとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p>	熊本地震の課題を踏まえた修正
		第7章 避難所の開設・運営 7-3 避難所の開設・運営	80	<p>2. 避難所の運営</p> <p>(1) 運営方法 (略)</p> <p>(2) 運営等の留意点 避難所運営に関して、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮などの観点から、以下の点に留意するとともに、きめ細やかな配慮を行う。 ア～カ (略)</p> <p>キ 緊急事態に対応するためガードマンの配置等も検討する。 ク 避難所での、ペット同行避難の対応についても検討する。</p>	<p>2. 避難所の運営</p> <p>(1) 運営方法 (略)</p> <p>(2) 運営等の留意点 避難所運営に関して、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮などの観点から、以下の点に留意するとともに、きめ細やかな配慮を行う。 ア～カ (略)</p> <p><u>キ 避難所へ登録を行った在宅避難者及び車中等避難者に対して、食料・物資が適切に配布されるよう配慮する。</u> ク 緊急事態に対応するためガードマンの配置等も検討する。 ケ 避難所での、ペット同行避難の対応についても検討する</p>	熊本地震の課題を踏まえた修正
	第9章 物資の供給計画 9-2 食料の供給・配布	88	<p>1. 食料供給の対象者 以下に示す者とする。 ①～② (略)</p> <p>③ 救助作業に従事する者で、給食を行う必要がある者 ④ 通常の流通機関が一時的にマヒ・混乱し、主食の給食が受けられない者 2～4. (略)</p> <p>5. 食料の配布</p> <p>(1) 避難所での配布 食料は避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通して避難者へ配布する。</p> <p>(2) 在宅避難者への配布 住居の被害で炊事ができない在宅避難者用の食料は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。 ただし、当該避難所が被災した在宅避難者は、隣接する避難所へ登録し、ここから配布を受ける。 食料の配布を希望する在宅避難者は、所定の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。従って、避難所の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者で食料の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の食料の配布を受ける。 また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、防災福祉コミュニティや近隣の住民、ボランティア等が配布を支援する。</p>	<p>1. 食料供給の対象者 以下に示す者とする。 ①～② (略)</p> <p>③ <u>車中等避難所及び住家以外で避難生活する者（車中等避難者）</u> ④ 救助作業に従事する者で、給食を行う必要がある者 ⑤ 通常の流通機関が一時的にマヒ・混乱し、主食の給食が受けられない者 2～4. (略)</p> <p>5. 食料の配布</p> <p>(1) 避難所での配布 食料は避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通して避難者へ配布する。</p> <p>(2) 在宅避難者への配布 住居の被害で炊事ができない在宅避難者及び車中等避難者（以下、この節において「在宅避難者等」という）用の食料は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。 ただし、当該避難所が被災した在宅避難者等は、隣接する避難所へ登録し、ここから配布を受ける。 食料の配布を希望する在宅避難者等は、所定の避難所へ登録し、在宅避難者等自らが避難所で受け取ることを原則とする。従って、避難所の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者等で食料の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の食料の配布を受ける。 また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、防災福祉コミュニティや近隣の住民、ボランティア等が配布を支援する。</p>	熊本地震の課題を踏まえた修正	

冊子	項目	章	頁	H28 記載内容	H29 改定案	改定理由	
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	応急対応計画	第9章 物資の供給計画 9-3 物資の供給・配布	90	<p>1. 物資供給の対象者 以下に示す者とする。</p> <p>① 避難所で避難生活する者</p> <p>② 住家が全焼、全壊、流出、半壊、半焼または床上浸水等の被害を受け、衣服、寝具その他生活に必要な最小限の家財を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者</p> <p>2～4. (略)</p> <p>5. 物資の配布 (1) 避難所での配布 (略) (2) 在宅避難者への配布 在宅避難者用の物資は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。</p> <p>ただし、当該避難所が被災した在宅避難者は、隣接する避難所へ登録し、ここから配布を受ける。</p> <p>物資の配布を希望する在宅避難者は、所定の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。従って、避難所の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者で物資の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の物資の配布を受ける。</p> <p>また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、防災福祉コミュニティ、近隣の住民、ボランティア等が配布を支援する。</p>	<p>1. 物資供給の対象者 以下に示す者とする。</p> <p>① 避難所で避難生活する者</p> <p>② 住家が全焼、全壊、流出、半壊、半焼または床上浸水等の被害を受け、衣服、寝具その他生活に必要な最小限の家財を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者</p> <p>③ <u>車中等避難所及び住家以外で避難生活する者（車中等避難者）</u></p> <p>2～4. (略)</p> <p>5. 物資の配布 (1) 避難所での配布 (略) (2) 在宅避難者への配布 在宅避難者及び車中等避難者（以下、この節において「在宅避難者等」という）用の物資は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。</p> <p>ただし、当該避難所が被災した在宅避難者等は、隣接する避難所へ登録し、ここから配布を受ける。</p> <p>物資の配布を希望する在宅避難者等は、所定の避難所へ登録し、在宅避難者等自らが避難所で受け取ることを原則とする。従って、避難所の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者で物資の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の物資の配布を受ける。</p> <p>また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、防災福祉コミュニティ、近隣の住民、ボランティア等が配布を支援する。</p>	熊本地震の課題を踏まえた修正
			第12章 保健・防疫・衛生対策 12-1 保健対策	137	1～6. (略)	<p>1～6. (略)</p> <p>7. 車中等避難者への保健対策に関する情報提供等 <u>車中等避難者については、食料・物資を受け取るために避難所を訪れる機会等を捉えて、健康診査等の保健対策の実施について情報提供を行う。</u> <u>また、エコノミークラス症候群について啓発を行うとともに、水分摂取や車外に出て体を動かすといった予防を呼び掛ける。</u></p>	熊本地震の課題を踏まえた修正
			第15章 廃棄物処理対策 15-4 災害廃棄物処理	157	<p>1. 損壊家屋の解体撤去 (1)～(2) (略)</p>	<p>1. 損壊家屋の解体撤去 (1)～(2) (略)</p> <p>(3)所有者等への情報発信 <u>(1)の解体・撤去の原則や公費解体の有無、また、公費解体制度が設けられた場合は、申請方法や解体方針、スケジュールの提示など、損壊家屋の所有者に向けた丁寧な情報発信に努める。</u></p>	熊本地震の課題を踏まえた修正
	共通編	総則	第3章 広域連携・応援体制の整備 3-1 災害支援	113	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 職員の応援 職員の応援にあたっては、原則として、神戸市が支援に関する宿泊先の確保、食料の調達、経費支出等を行う自己完結型とする。 応援職員は、被災自治体の災害対策本部と協議のうえ、地元の意向に沿った支援を行う。</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 職員の応援 職員の応援にあたっては、原則として、神戸市が支援に関する宿泊先の確保、食料の調達、経費支出等を行う自己完結型とする。 応援職員は、被災自治体の災害対策本部と協議のうえ、地元の意向に沿った支援を行う。 <u>職員の選定にあたっては、災害の特性等を考慮した選定に努めるものとする。</u></p>	熊本地震の課題を踏まえた修正
			第7章 市民・事業者・市の自己決定力の向上に向けて 7-1 市民の取組み	58	<p>1. 日頃から取り組むべきこと (1)～(7) (略)</p>	<p>1. 日頃から取り組むべきこと (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 生活再建に向けた事前の保険・共済等への加入 <u>家屋等が被災した場合、復旧に要する費用は多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合に備え、必要に応じて、保険・共済等に加入しておく。</u></p>	熊本地震の課題を踏まえた修正

冊子	項目	章	頁	H28 記載内容	H29 改定案	改定理由	
神戸市地域防災計画	共通編	総則	第7章 市民・事業者・市の自己決定力の向上に向けて 7-3 市の取組み	65	3. 市民・事業者・市が協働・参画できる仕組みづくり・環境整備 (1)～(4) (略)	3. 市民・事業者・市が協働・参画できる仕組みづくり・環境整備 (1)～(4) (略) (5) 生活再建に向けた事前の保険・共済等への加入の促進 <u>家屋等が被災した場合、復旧に要する費用は多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、市民の保険・共済等への加入について、普及啓発を行う。</u>	熊本地震の課題を踏まえた修正
		予防計画	第6章 避難計画 6-4 土砂災害における避難計画	148	2. 山麓等危険地区の避難計画 消防署は、兵庫県が指定した「土砂災害警戒区域」のうち、 <u>現地の事前調査により早期避難の必要があると判断した地区を「山麓等危険地区」に位置付け(防災 DB 風応急 資料 5-3-1 参照)、その地区の住民に対して、情報の伝達と迅速な避難がスムーズに行える体制を確保するために、該当する地区ごとに避難計画を作成する。</u> 避難計画は、該当する地区を管轄する消防署が作成する。避難計画書には、避難場所、対象世帯、連絡方法等を明記し、毎年定期的に現地調査を行い、見直しを行う。	2. 土砂災害特別警戒区域の避難計画 消防署は、兵庫県が指定した「土砂災害特別警戒区域」(防災 DB 風応急 資料 5-3-1 参照)の住民に対して、情報の伝達と迅速な避難がスムーズに行える体制を確保するために、該当する地区ごとに避難計画を作成する。 避難計画は、該当する地区を管轄する消防署が作成する。 避難計画書には、避難場所、対象世帯、連絡方法等を明記し、毎年定期的に現地調査を行い、見直しを行う。 <u>なお、「土砂災害特別警戒区域」指定のための基礎調査中等の「土砂災害警戒区域」については、管轄消防署長が早期避難の必要があると判断した地区に対し上記と同様の避難計画を作成しておく。</u> 3. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 <u>要配慮者利用施設(防災 DB 風応急 資料 5-3-2)の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。また、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。</u>	土砂災害特別警戒区域の指定に伴う修正 土砂災害防止法の改正に基づく修正
		予防計画	第6章 避難計画 6-5 河川の浸水想定区域等における避難計画	149	1～2. (略) 3. 災害時要配慮者の利用する施設の把握 保健福祉局および子ども家庭局は、災害時の災害時要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、平時より河川の浸水想定区域に含まれる <u>社会福祉施設等</u> の名称および所在地を把握しておく。(防災 DB 風応急 資料 5-4-1)	1～2. (略) 3. 要配慮者の利用する施設の把握 保健福祉局および子ども家庭局は、災害時の要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、平時より河川の浸水想定区域に含まれる <u>要配慮者利用施設</u> の名称および所在地を把握しておく。(防災 DB 風応急 資料 5-4-1) 4. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 <u>要配慮者利用施設(防災 DB 風水応急 資料 5-4-1 に記載)の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及び、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</u>	水防法の改正に基づく修正

冊子	項目	章	頁	H28 記載内容	H29 改定案	改定理由																		
神戸市地域防災計画	風水害対策編	第1章 警戒態勢及び 防災活動計画 1-4 タイムライン	19 後	(新設)	<p>1-4 タイムライン (防災行動計画)</p> <p>台風等の風水害は、いつ起こるか分からない地震とは異なり、台風等が発生してから被害が生じるまでには時間の猶予があり、先を見越した対応により被害を最小限にとどめることが出来る。</p> <p>そこで、本計画の「予防計画」及び「応急対応計画」の内容について、防災行動と実施主体を時系列で整理した、「神戸市風水害タイムライン (防災行動計画)」(以下、「本市タイムライン」という。)を策定している。</p> <p>1. 災害想定</p> <p>風水害の発生要因は、台風や前線性降雨のように災害発生までの現象が長時間にわたり、事前に災害や被害の規模等がある程度想定される場合や、局地的大雨などの局地的大雨のように、短時間で発災に至る場合がある。これらは雨の降り始めから発災までの時間が異なるものの、実施すべき行動内容には差が無いことから、本市タイムラインでは台風による被害を基本として整理し、前線性降雨や局地的大雨にも準用するものとする。</p> <p>2. 対象とする期間とフェーズの考え方</p> <p>本市タイムラインは、主として住民の避難に着目し、災害への準備から、災害の収束までを対象とし、切迫度に応じて、段階(フェーズ)を設定する。</p> <p>実際の対応においては、全市域で等しく災害の切迫度が高まっていく場合もあれば、一方で、ある河川の流域ではフェーズ3であるが、別の流域ではフェーズ1であるというように、気象状況や地理的要因により市内各地で異なるフェーズが同時進行することも想定される。また、大気が不安定な状態になり、局地的な大雨が短時間に降り、災害の切迫度が急激に高まることも考えられる。</p> <p>そのため、本市タイムラインで定めるフェーズは必ずしも順番通りに進むものではなく、各地の状況に応じて対応するフェーズを変えたり、災害の切迫度に応じてフェーズをスキップするなど、柔軟に対応するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-4-1 本市タイムラインのフェーズ</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>災害の切迫度</th> <th>フェーズ</th> <th>段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;"> ↓ 高 ↓ 非常 事態 ↓ </td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>台風等による大雨への準備段階</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>防災気象情報を把握する段階</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始を発令するかどうかの段階</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始を発令する段階</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>避難勧告、避難指示(緊急)を発令する段階</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>発災段階</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>収束段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 運用方法</p> <p>台風や大雨の予報が出ており、災害の発生が懸念される場合は、本計画や各局区防災組織計画、各種マニュアル等に記載された行動を、本市タイムラインを参考にしながら運用する。</p>	災害の切迫度	フェーズ	段階	↓ 高 ↓ 非常 事態 ↓	0	台風等による大雨への準備段階	1	防災気象情報を把握する段階	2	避難準備・高齢者等避難開始を発令するかどうかの段階	3	避難準備・高齢者等避難開始を発令する段階	4	避難勧告、避難指示(緊急)を発令する段階	5	発災段階	6	収束段階	風水害タイムラインの策定に伴う修正
災害の切迫度	フェーズ	段階																						
↓ 高 ↓ 非常 事態 ↓	0	台風等による大雨への準備段階																						
	1	防災気象情報を把握する段階																						
	2	避難準備・高齢者等避難開始を発令するかどうかの段階																						
	3	避難準備・高齢者等避難開始を発令する段階																						
	4	避難勧告、避難指示(緊急)を発令する段階																						
	5	発災段階																						
6	収束段階																							

冊子	項目	章	頁	H28 記載内容	H29 改定案	改定理由
神戸市地域防災計画	風水害対策編	避難計画	第5章 避難計画 5-2 避難体制	<p>66 (2) 洪水 洪水における避難情報の発令時期の判断は、基本的に水防巡視員等の水位監視による。 また、下記の方法による水位変化のチェックを並行して行う。</p> <div data-bbox="635 441 1626 1129"> <p style="text-align: center;">確認方法</p> </div>	<p>(2) 洪水 洪水における避難情報の発令時期の判断は、基本的に水防巡視員等の水位監視による。 また、下記の方法による水位変化のチェックを平行して行うとともに、気象庁の流域雨量指数の予測値を用いた「洪水警報の危険度分布」についても参考とする。</p> <div data-bbox="1673 441 2665 1717"> <p style="text-align: center;">確認方法</p> </div>	<p>避難情報の発令判断に係る確認資料の拡充</p>

冊子	項目	章	頁	H28 記載内容	H29 改定案	改定理由																					
神戸市地域防災計画	共通編	第7章 救援・救護に関する整備 7-7 避難所における仮設トイレの整備	159	<p>7-7 避難所における仮設トイレの整備</p> <p>発災時には、水道、電気の供給途絶や避難所の開設に伴い、仮設トイレの設置が必要となる。そのため、災害時の道路交通状況等を考慮し、仮設トイレを避難所や拠点に備蓄するとともに、下水管路を利用した仮設トイレを整備している。なお、スペース的な課題から、不足分については、流通在庫の利用や他都市・団体との応援により対応する。また、市民に対し、仮設トイレの使用方法、プール水等を利用した水洗トイレの使用方法等について経常的に広報する。</p> <p>1. 仮設トイレの備蓄等</p> <p>(1) 仮設トイレの設置基準</p> <p>緊急避難場所や避難所においては、100人に1基の割合で設置する。 設置場所は、し尿収集が容易で視覚障害者の使用を考慮した、塀や壁際等安全な場所とする。</p> <p>(2) 仮設トイレの設置</p> <p>① 初動対応</p> <p>250人に1基の割合で備蓄している仮設トイレやポータブルトイレ、下水道利用型仮設トイレで対応する。</p> <p>② 後続対応</p> <p>最終的には100人に1基の割合で設置するが、備蓄数が不足する場合には、流通在庫や広域応援によって調達した仮設トイレをあてる。</p> <p>(3) 仮設トイレの備蓄</p> <p>災害発生直後の初動対応として、250人当たり1基、計800基を各避難所、備蓄基地に備蓄する。</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月末現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置必要数</th> <th>備蓄数</th> <th>公共下水道接続型</th> <th>し尿凝固型</th> <th>くみ取り型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000基</td> <td>800基</td> <td>300基</td> <td>427基</td> <td>73基</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 公共下水道接続型トイレ</p> <p>(1) 工法</p> <p>① 公共下水道本管に接続した下水管をあらかじめ施設内に引き込み、便器等との接続ますを7カ所(トイレ用5カ所、貯水ゲート用・注水用各1カ所)設置し、プールの水や雨水貯留槽の水等を利用して公共下水道本管に放流する。</p> <p>② 仮設トイレは、簡易水洗式で洋式4、身体障害者用の1の計5基を1セットとして備蓄倉庫等に備蓄し、災害時に組み立てる。</p> <p>(2) 整備数</p> <p>小・中学校及び公園等に300基を整備している。</p>	設置必要数	備蓄数	公共下水道接続型	し尿凝固型	くみ取り型	2,000基	800基	300基	427基	73基	<p>7-7 避難所等における災害時トイレ環境の整備</p> <p>大規模災害の発災時には、水道、下水道、電気の供給途絶等に伴い、トイレの通常利用が困難となる中、避難所等において災害時トイレ環境を確保することにより、避難者の健康被害や衛生環境の悪化を防ぐことが必要となる。そのため、災害時トイレを避難所や福祉避難所に整備するとともに、トイレを利用しやすい環境の確保に取り組むことにより、感染症の蔓延や健康障害の未然防止を図る。</p> <p>また、避難所等における災害時トイレの利用・運用方法について、避難所運営に携わる関係者に対して平時より啓発・訓練支援等を実施する。</p> <p>あわせて、市民に対し、携帯トイレ等の災害時トイレの備蓄に取り組むよう啓発を行い、避難所避難者数を減らす取り組みを並行して進める。</p> <p>1. 避難所における災害時トイレの整備</p> <p>(1) 現在の仮設トイレの現在の備蓄量</p> <p>災害発生後の初動対応として、阪神・淡路大震災以降、初動対応として計800基(250人あたり1基)を備蓄し、後続対応としての流通備蓄・広域応援を含め2,000基(100人あたり1基)を整備してきた。</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月末現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">備蓄数</th> <th colspan="3">流通備蓄</th> </tr> <tr> <th>公共下水道接続型</th> <th>し尿凝固型</th> <th>くみ取り型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>800基</td> <td>300基</td> <td>471基</td> <td>29基</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害時トイレの整備の基本的な考え方</p> <p>災害発生時に避難所避難者が利用するトイレの整備基数(総数)は、災害発生当初は避難者数50人に1基、その後避難が長期化した場合には20人に1基の割合で整備することを目標とする。</p> <p>当面は、南海トラフ巨大地震への対応の緊急性を考慮し、その避難者数に対応できる量の整備を進める。その後、直下型地震を想定した避難者数に対応できる量の整備を進める。なお、南海トラフ巨大地震への対応は、平成29年度～平成33年度の5か年での整備完了を目指す。</p> <p>(3) 災害時トイレ種別と整備の考え方</p> <p>避難所における災害時トイレの対応は、施設の安全の確保を前提として、施設内トイレの利用(上下水道の復旧状況により凝固剤や生活用水を併用)を基本とし、時期に応じて仮設トイレ(凝固剤型・公共下水道接続型)を補完的に併用することを基本とする。</p> <p>凝固剤や仮設トイレについては避難所において備蓄しておくことを基本とし、施設管理者は備蓄に協力するものとする。それにも関わらず施設での備蓄スペースが不足する場合は、備蓄拠点及び配送体制の確保に努めるものとする。</p> <p>そのほか、仮設トイレの調達等を目的とした協定の締結など、できるだけ現実性の高い調達方法を検討する。</p> <p>(4) 生活水の確保</p> <p>災害時トイレの利用にあたって必要となる雨水貯留槽や耐震性プール、災害用井戸など生活水の確保に努めるとともに、未整備の施設においてはプール水やポンプの活用等を想定する。</p>	備蓄数	流通備蓄			公共下水道接続型	し尿凝固型	くみ取り型	800基	300基	471基	29基	災害時トイレ環境の整備に関する方針の策定に伴う修正
				設置必要数	備蓄数	公共下水道接続型	し尿凝固型	くみ取り型																			
2,000基	800基	300基	427基	73基																							
備蓄数	流通備蓄																										
	公共下水道接続型	し尿凝固型	くみ取り型																								
800基	300基	471基	29基																								

冊子	項目	章	頁	H28 記載内容	H29 改定案	改定理由
神戸市地域防災計画	共通編	予防計画	159		<p>(5) 安全・安心な災害時トイレ環境への配慮</p> <p><u>避難者が安全・安心にトイレを利用するため、施設トイレの洋式化に努めるとともに、トイレの基数の男女比は原則1：3とし、安全性とプライバシーに配慮するなど女性・子ども等へ配慮する。洋式便器を基本とし、一定数は車いすや介助者が入れる空間を確保するなど高齢者・障害者への配慮を考慮する。</u></p> <p><u>また、感染症予防の観点から消毒液、清掃用具等の衛生用品の確保を行う。</u></p> <p>2. 避難所における災害時トイレの平時からの協働の運営体制づくり</p> <p><u>災害時トイレの設置や利用、維持管理方法などをまとめたマニュアルのひな形を作成し、区・施設管理者・防災福祉コミュニティ等に配布する。学校等の避難所の施設管理者においては、当該施設に整備されている災害時トイレや生活用水の水源について、平時から把握するとともに、災害時に利用するトイレを決めておく。また、防災福祉コミュニティ等の地域団体が実施する防災訓練の一つとして、災害時トイレの設置運営訓練に取り組むことができるよう、関係部局が連携して支援する。</u></p> <p>3. 福祉避難所における災害時トイレの整備</p> <p><u>福祉避難所（社会福祉施設等）においては、施設管理者等と連携し、要配慮者に配慮したポータブルトイレの備蓄など災害時トイレの整備に努める。</u></p> <p>4. 市民に対する災害時トイレの備蓄の啓発</p> <p><u>大規模な災害が発生しても自宅が居住可能である場合、できるだけ自宅で居住を継続していただくよう、水や食料、物資に加えて、携帯トイレの備蓄を行うよう、関係部局がそれぞれの立場から啓発を行う。</u></p>	災害時トイレ環境の整備に関する方針の策定に伴う修正
			54	<p>(4) 避難行動・避難場所の確認</p> <p>【避難所の種類】</p> <p>①～② (略)</p>	<p>(4) 避難行動・避難場所の確認</p> <p>【避難所の種類】</p> <p>①～② (略)</p> <p>【夜間等の避難への備え】</p> <p><u>夜間や停電の場合に備え、予め避難先と避難ルートを確認しておく。また、ヘッドライトや懐中電灯などを日頃から準備しておく。</u></p>	夜間等の避難に係る記載の充実
	57	<p>(5) 市民備蓄の推進</p> <p>大規模災害に備え、家庭内備蓄として、最低3日分、できれば7日分の食料と水を確保する。災害時に避難する時のために、あらかじめ非常持ち出し品を準備しておき、すぐに持ち出せる場所に準備しておく。</p> <p>非常持ち出し品は、いざという時に困らないよう電池や非常食、薬などを定期的に点検する。</p>	<p>(5) 市民備蓄の推進</p> <p>大規模災害に備え、家庭内備蓄として、最低3日分、できれば7日分の食料と水を確保する。災害時に避難する時のために、あらかじめ非常持ち出し品を準備しておき、すぐに持ち出せる場所に準備しておく。</p> <p>非常持ち出し品は、いざという時に困らないよう電池や非常食、薬などを定期的に点検する。</p> <p><u>夜間の災害に備え、ヘッドライトや懐中電灯、乾電池等をすぐに持ち出せる場所に用意する。</u></p>	夜間等の避難に係る記載の充実		
	総則	第7章 市民・事業者・市の自己決定力の向上に向けて 7-1 市民の取組み				

冊子	項目	章	頁	H28 記載内容	H29 改定案	改定理由
神戸市地域防災計画	共通編	第8章 帰宅困難者対策 8-2 帰宅困難者対策の取組み	165	8. 駅周辺等の混乱防止 (略) <p>三宮駅周辺地域における取組みについて</p> <p>三宮駅周辺地域において、鉄道事業者や集客施設等の民間事業者等で構成される「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策協議会」を平成26年1月に設置し、帰宅困難者対応のための方策の検討や、地域で連携した帰宅困難者対策訓練の実施などに取り組んでいる。</p> <p>同協議会では、帰宅困難者の保護や避難誘導、地域事業者の連携等のソフト対策について示した「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」を平成28年3月に策定した。</p> <p>引き続き、協議会を中心として地域事業者や、行政機関が連携した、帰宅困難者対応訓練を行っており、対策の実効性を高める取組みを行っており、今後も継続して取り組んでいくこととしている。</p> <p>【協議会として目指すべき姿】</p> <p>○災害の発生により、鉄道等の公共交通機関の運行が停止した場合にも、帰宅困難者の発生による三宮駅周辺地域の混乱を最小限に抑え、地域を訪れていた様々な方々が安全に退避するとともに、早期に地域を混乱のない状態にする。</p> <p>○災害の発生後に、三宮駅周辺地域において、主要道路の混雑や路上に人々があふれることを極力抑え、災害対応（例：救急活動等）が妨げられるなどの、二次被害を発生させない。</p> <p>○大規模災害の発災に備え、地域の事業所及び行政機関が連携して、三宮駅周辺地域の帰宅困難者対応等について活発に議論を交わす場や互いに学ぶ場等を設けるとともに、継続的な訓練を行うことで、帰宅困難者対策のあり方について検証を行い、「共助」による帰宅困難者対策の改善を続ける。</p> <p style="text-align: right;">（「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」からの抜粋）</p>	8. 駅周辺等の混乱防止 (略) <p>三宮駅周辺地域における取組みについて</p> <p>三宮駅周辺地域において、鉄道事業者や集客施設等の民間事業者等で構成される「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策協議会」を平成26年1月に設置し、帰宅困難者対応のための方策の検討や、地域で連携した帰宅困難者対策訓練の実施などに取り組んでいる。</p> <p>同協議会では、帰宅困難者の保護や避難誘導、地域事業者の連携等のソフト対策について示した「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」を平成28年3月に策定した。</p> <p>引き続き、協議会を中心として地域事業者や、行政機関が連携した、帰宅困難者対応訓練を行っており、対策の実効性を高める取組みを行っており、今後も継続して取り組んでいくこととしている。</p> <p>【協議会として目指すべき姿】</p> <p>○災害の発生により、鉄道等の公共交通機関の運行が停止した場合にも、帰宅困難者の発生による三宮駅周辺地域の混乱を最小限に抑え、地域を訪れていた様々な方々が安全に退避するとともに、早期に地域を混乱のない状態にする。</p> <p>○災害の発生後に、三宮駅周辺地域において、主要道路の混雑や路上に人々があふれることを極力抑え、災害対応（例：救急活動等）が妨げられるなどの、二次被害を発生させない。</p> <p>○大規模災害の発災に備え、地域の事業所及び行政機関が連携して、三宮駅周辺地域の帰宅困難者対応等について活発に議論を交わす場や互いに学ぶ場等を設けるとともに、継続的な訓練を行うことで、帰宅困難者対策のあり方について検証を行い、「共助」による帰宅困難者対策の改善を続ける。</p> <p style="text-align: right;">（「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」からの抜粋）</p> <p><u>今後進めていく都心・三宮の再整備に合わせ、民間も含めた防災力の高い都市整備を誘導・推進するため、都市再生特別措置法に基づきハード・ソフト両面の施策を含めた総合的な計画として「三宮駅周辺地域都市再生安全確保計画」を平成29年3月に策定した。当計画には、三宮駅周辺における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針や都市再生安全確保施設の整備及び管理に関する事項などを記載するとともに、「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」をソフト面の詳細計画と位置付けている。</u></p> <p><u>引き続き、計画の充実を図るとともに、滞在空間の確保や情報伝達、避難に関するルールなどハード・ソフト両面の施策を、官民連携により推進する。</u></p>	三宮駅周辺地域都市再生安全確保計画の策定に伴う修正